

第54回滋賀県景観審議会議事概要

日時：

平成20年7月25日(金曜日) 午前10時～12時

場所：

滋賀県大津合同庁舎 7A 会議室(大津市松本1丁目2-1)

議題：

屋外広告物の規制強化について

出席者：

山崎委員(会長)、小浦委員、古賀委員、竹中委員、谷委員、中野委員、濱崎委員、福山委員、藤田委員、藤本委員、増田委員、村上委員、山本委員

委員15名中13名出席

議事要旨：

議題1. 滋賀県景観審議会の運営について

(審議会の設置に関する関係条例および審議会運営要領についての説明)

議題2. 屋外広告物行政の概要について

現行の許可基準で定められている数値水準は、かなり大きいのではないかと。自家用広告物など、当然認められるべき広告物は別にして、沿道にある宣伝用の広告物が乱立している状況は問題である。現地確認をするべきではないかと。広告業者だけでなく、広告主に対しての指導を強化すべきである。規制に当たる行政の人員体制が不十分であり、何らかの改善が必要である。景観法により、景観行政団体は屋外広告物条例を定めることが出来るようになったが、屋外広告物について独自に取り組む市町が少ない。

議題3 . 平成20年度における屋外広告物行政の取り組みについて

伝統的建造物群保存地区では、道路標識なども景観配慮が必要である。
伝統的建造物群保存地区の周囲をバッファゾーンとして規制をすることも検討すべきである。
屋外広告物行政のあり方を根本的に見直すための検討に取り組むことも必要ではないか。
違反広告物に対する是正の手法についても審議会で検討するべきだ。
規制の改正を検討する前に、違反広告物対策を講じるべきである。
琵琶湖をモデルケースにして、規制の改正と違反对策をセットで行うという手法は、行政側のリソースが限られている状況では有効な考え方である。
他法令や、民間等、様々な部門との連携策を講じなければ実効性はあがらない。
現況調査に時間がかかり過ぎて、進展が見られない。行政内部での連携が取れていないのではないか。
景観計画が出来た年であり、滋賀県として屋外広告物行政の優先度が高いという姿勢を見せて欲しい。
違反広告物対策として、氏名の公表制度を検討してみてはどうか。
建築物と比べて広告物は設置が比較的容易だからこそ、取締りについても積極的に取り組んでほしい。

報告事項 . 滋賀県景観計画の施行について

(景観計画が平成20年度中に施行する予定であること、景観形成基準の手引きとなる「景観ガイドライン」の策定を予定していること等の説明)